

貨物自動車運送事業 輸送安全規則		道路交通法施行規則	
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=402M50000800022		https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335M50000002060	
20条8項	第20条 運行管理者の業務 八 第七条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。		改正後 第九条の10 安全運転管理者の業務(1)~(4)省略
7条1項(乗務前)	貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。 一 酒気帯びの有無 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認	(5)	運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
2項(乗務後)	貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。	(6) (7)	(6)運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。
4項	貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。		(7)前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
5項	貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 三 点呼の日時 四 点呼の方法 五 その他必要な事項		
3項(乗務途中)	貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。)で行うことができず、乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。		
	国土交通省告示第四百八十五号 貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示 https://www.mlit.go.jp/common/000121118.pdf		国家公安委員会告示第六十三号 https://www.npa.go.jp/laws/notification/tuutatuanzenuntenkanri.pdf
	貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第四項の告示で定めるアルコール検知器は、 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。		道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を次のように定める。 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用 について</p> <p>https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/construction_kamotsu.pdf</p>	<p>警察庁通達 丁交企発第412号等</p> <p>https://www.npa.go.jp/laws/notification/tuutatuanzenuntenkanri.pdf</p>
<p>7条1項解釈</p> <p>(1)「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p>	<p>1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認 (1) 業務の開始前後の運転者に対する確認府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認(以下「酒気帯び確認」という。)は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。</p>
<p>7条2項解釈</p> <p>(2)「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならない。電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。</p>	<p>(2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、</p> <p>① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法</p> <p>② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。</p>
<p>7条3項解釈</p> <p>(3)「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。)をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所については、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。</p> <p>① 開設されてから3年を経過していること。 ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)第2条に規定する事故を発生させていないこと。 ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。 ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。</p>	<p>(4) 他の自動車の使用の本拠における確認 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所(以下「他の事業所」という。)において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。</p>
<p>(4)「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。</p>	
<p>(5)～(8)省略</p>	
<p>(9)「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。</p>	
<p>(10) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数のおおむね3分の1以上でなければならない。</p>	<p>(5) 安全運転管理者以外の者による確認 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。</p>
<p>4項</p> <p>(1) アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。</p>	<p>(3) アルコール検知器の性能等 アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。</p>
<p>(2) アルコール検知器は、(7)の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。</p> <p>(3)「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き(携帯型アルコール検知器等)又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。</p>	
<p>(4)「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。</p> <p>① 毎日(アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ。)確認すべき事項 ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。 イ アルコール検知器に損傷がないこと。 ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項 ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。 イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。</p>	<p>3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。</p>

<p>(5) 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。</p>	<p>(2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした上で、</p> <p>① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法</p> <p>② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。</p>
<p>(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。</p>	
<p>(7) (6)の規定にかかわらず、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合であつて、同一事業者の他の営業所（以下この項において「他の営業所」という。）において乗務を開始又は終了する場合、運転者に他の営業所に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等の方法により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。</p>	<p>(4) 他の自動車の使用の本拠における確認 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。</p>
<p>(8) 運転者に他の営業所のアルコール検知器を使用させる場合は、アルコール検知器の使用方法等について、運転者の所属する営業所及び他の営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知することとする。</p>	
<p>(9) (6)による方法又は(7)による方法のいずれの場合であっても、他の営業所において乗務を開始又は終了する場合には、他の営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、(7)による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。</p>	
<p>3. 第5項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。</p>	

点呼記録		酒気帯び確認の内容の記録について 酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。 なお、(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。
乗務前点呼	① 点呼執行者名	(1) 確認者名
	② 運転者名	(2) 運転者
	③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等	(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
	④ 点呼日時	(4) 確認の日時
	⑤ 点呼方法 イ. アルコール検知器の使用の有無 口. 対面でない場合は具体的方法	(5) 確認の方法 ア アルコール検知器の使用の有無 イ 対面でない場合は具体的方法
	⑥ 酒気帯びの有無	(6) 酒気帯びの有無
	⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況	
	⑧ 日常点検の状況	
	⑨ 指示事項	(7) 指示事項
	⑩ その他必要な事項	(8) その他必要な事項
中間点呼	① 点呼執行者名	
	② 運転者名	
	③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等	
	④ 点呼日時	
	⑤ 点呼方法 イ. アルコール検知器の使用の有無 口. 具体的方法	
	⑥ 酒気帯びの有無	
	⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況	
	⑧ 指示事項	
	⑨ その他必要な事項	
乗務後点呼	① 点呼執行者名	(1) 確認者名
	② 運転者名	(2) 運転者
	③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等	(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
	④ 点呼日時	(4) 確認の日時
	⑤ 点呼方法 イ. アルコール検知器の使用の有無 口. 対面でない場合は具体的方法	(5) 確認の方法 ア アルコール検知器の使用の有無 イ 対面でない場合は具体的方法
	⑥ 自動車、道路及び運行の状況	
	⑦ 交替運転者に対する通告	
	⑧ 酒気帯びの有無	(6) 酒気帯びの有無
	⑨ その他必要な事項	(7) 指示事項 (8) その他必要な事項